コロナ過による緊急事態延長の中、当法人の活動も制限を受けています。フォローアップ研修や行政区啓発研修が中止となり、相談会やゼミ研修も縮小されました。介護施設は面会禁止が続き、被後見人等に会えない状態が続いています。それでもケアマネジャーや施設などと連絡を取り合い、本人の状態を把握し、生活を守るために努力しています。

NPO 法人市民のための後見・I‘サポートは、５つの活動を行っています。

①後見活動　②生活支援活動　③相談活動　④啓蒙活動　⑤死後事務活動

今回は、①後見活動と②生活支援活について説明したいと思います。

【後見活動】

①. 後見の種類

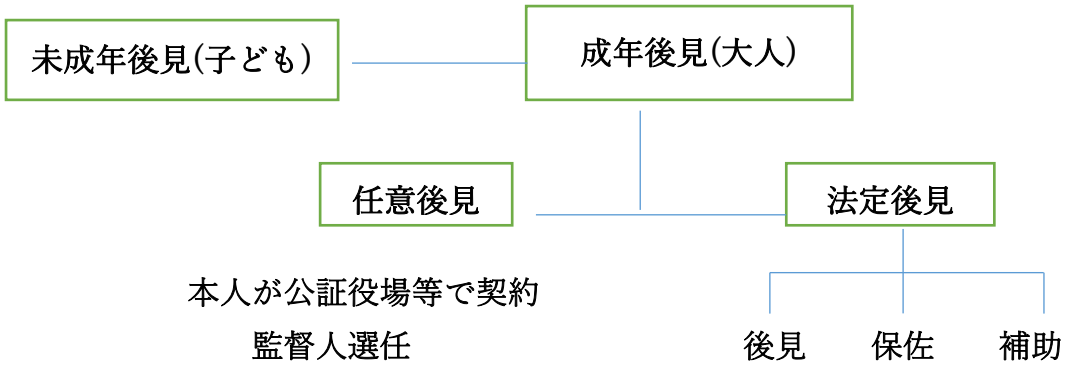




当法人は今までに、法定後見を８件受託しています。そのうち３件は修了して、現在５件の後見活動を行っています。内訳は４件の後見、１件の保佐です。

②. 後見が必要な人

障害や病気(認知)を持ち、契約書の締結が難しく生活費等の管理が出来ない方です。当法人は行政・病院・親族などから後見依頼の相談を受けました。後見相当であるという医師の診断書が出ることで、申立が可能となります。後見は被後見人の病気等の完治または死亡によってのみ終了します。

③. 当法人の取り組み

法定後見は、家庭裁判所に申立します。当法人は申立の手伝いを行いますが、実費(文書代・申立手数料など)のみ請求しています。必要書類等は、家庭裁判所のホームページを参照してください。当法人は、市民後見人養成講座修了者２人を後見人に選任しています。定期的に後見担当者会議を行い、後見内容を報告すると共に問題などを共有しています。一年に１回の家庭裁判所への報告義務があります、この報告を受けて、家庭裁判所が報酬を決定します。

【生活支援活動】

①財産管理契約とは・・生活支援は「財産管理契約」を結び、支援していく活動です。
本人は契約内容を理解して契約締結できるが、病気や車いすなど身体的な理由から金銭の管理が不安であり、親族との関係が疎遠で、緊急時の対応ができない人が対象となります。
依頼相談は、病院・行政・施設・紹介業者などからありますが、依頼を受けると本人に事前に３つの条件を確認していただきます。

１．費用が掛かります。(月５０００円から)
２．契約書を結ぶ必要があります。
３．場合によっては通帳や印鑑等を預かります。

了解を受けて、本人に面会します。契約内容を説明して契約しますが、高齢者や身寄りがない方は、同時に「死後事務契約」についても説明をします。後見人と違い本人の代理ができるものではありません、身元保証人ではなく、財産管理人です。また本契約は双方の意思で解除ができます。

②支援内容・・・担当者２人体制で月１回程度の面会を行い、金銭管理の報告や生活費・小遣いなどを渡しています。家賃や施設費、光熱費や医療費などの支払いも代行しています。
入院時はソーシャルワーカー等と面会して入院手続きや医療費の支払などを行っていますが、入院など緊急の場合、当法人への連絡は夜遅い時間では対応できません。

③法人の活動・・・現在９件の生活支援を行っています、迅速な対応のため、事務所に近い地域に限定して活動しています。定期的に生活支援会議を開き、問題や疑問点などを話し合っていますが、債務や施設入所など多岐にわたる相談があります。
当法人は、施設や病院などから生活支援について多くの問い合わせを受けています。生活保護者や身寄りのない方は、かなりの数存在しており、利用しやすいシステムの必要性を実感しています。

過去に生活支援をしていた方が、体調悪化や家族の状況によって後見申立をしたケースもあります。本人の信頼を得ており、生活状況や金銭関係も把握しているので、スムーズな移行が出来ました。これからも、いきなり後見でなく、生活支援を行いながら、本人の生き方を考えていきたいと思います。

## 後　見　セ　ミ　ナ　ー

**後見制度を学んでみませんか！**

第一回　１０月１７日（日）１３時～１４時（シーオーレ新宮 3F）
第二回　１２月１２日（日）１３時～１４時（シーオーレ新宮 3F）
第三回　２月１３日（日）１３時～１４時（シーオーレ新宮 3F）
※セミナー終了後、個人のご相談を受付いたします

**NPO法人 市民のための後見・I’サポート**
〒811-0111 福岡県糟屋郡新宮町三代 450-4
tel 092－692-1992　fax 092－692-1993
E－mail npoiss722@sirius. ocn. ne. jp

**会員募集中！**

年会費
正会員　5,000 円（１口）
賛助会員　個人　3,000 円（１口）
　　団体　5,000 円（１口）